

2015年1月10日

中国における大気汚染対策について

愛知県上海産業情報センター
安田 龍

1 環境保護関連法について

日本でもたびたび報道されているように、中国では経済発展に伴う大気汚染問題が深刻化しており、上海に駐在している日本人にも、咳や鼻水が頻繁に出たり、中には気管支炎になったりするなど体調を崩される方も多くみえます。

このような状況に対し、中国政府も環境関連の法令を改正することにより、取締りの強化を図っています。直近では「改正中国環境保護法（2015年1月1日施行）」や「上海市大気污染防治条例（2014年10月1日施行）」などが挙げられます。

「改正中国環境保護法」では、国務院の各部門をはじめ省・自治区の各政府が制定する経済や技術関連向け政策では、環境への影響を十分に考慮しなければならないと義務付けているほか、法律に違反した企業が改善を行わない場合、1日ごとに罰金を科せることとするなどの罰則を厳格化しています。

「上海市大気污染防治条例」でも、大気汚染に関する罰金額は従来の最高10万元から最高50万元の罰金に引き上げられ、改善がみられない企業に対しては1日ごとに罰金が科され、それでも状況が変わらない場合は設備撤去や生産制限、生産停止等の措置を取ることができるようになっています。

上海市環境保護局は、この条例の施行に伴い、「百日環境保護執法大検査」を実施しています。この検査により、松江区にある「上海森庫木業有限公司」が、5トンボイラーを使用して大量の木材を燃やし、長時間煙突から黒煙を排出している違法行為が発見され、同局は25,000元の罰金と違法行為の即時停止を命じたが、後日、調査員が再び検査に訪れたところ、改善されていなかったため、1日当たり25,000元、累計10万元の罰金が科された等の処罰事例が報告されています。

2 上海大気汚染の状況について

上海市環境保護局の発表によると、2014年の上海市環境空気質量指数(AQI)の優良率は77%であり、前年度より11%が上がったとのこと。汚

染水準別では、優と評価された日は 48 日間、良は 233 日間、軽度汚染日は 58 日間、中度汚染日は 22 日間、重度汚染日は 4 日間、重大汚染日は 0 日となっており、重度汚染日と重大汚染日は前年度と比べ、それぞれ 17 日間と 2 日間減っています。

また、2014 年上海市の PM2.5 の年間平均濃度は大気中 1 立法メートルあたり 52 マイクログラムであり、依然として国家基準値である 35 マイクログラムは上回っているものの、前年度より 16.1%が低下しています。

この大気汚染状況の改善について、初期の分析結果として、以下三つの要因を挙げています。

1 つ目は、大気汚染への取組を強化したことです。上海市及びデルタ地区の各省市政府は地域大気汚染防止処理協同チームの指導と調整の下で、共に取組を強化し、当地の環境空気質を改善すると同時に、相互間の輸送と影響を減らしました。

2 つ目は、石炭消費総量の削減が汚染物排出量の減少効果をもたらしています。2014 年上海市の石炭総使用量、発電総量と汚染物排出量は共に著しく低下しています。

最後に 3 つ目は、冬季には長時間の汚染輸送と累積過程がなかったことも空気質を改善させた一つ重要な原因としています。

また、上海市政府は大気汚染防止処理業務を 2014 年の年度重点業務として取り上げ、石炭ボイラーのエネルギー交替などの事項を政府実際実現項目に入れています。エネルギー、産業、交通、建設、農業、生活の六つの分野で、全面的に「上海市空気清浄行動計画（2013-2017 年）」で命じられた 119 個の大気汚染対策を始動しており、2014 年末時点では、およそ 3 割の項目はすでに達成されています。

中国では、上記のように大気汚染対策として、関連法令の改正や様々な取組が行われています。中国で事業展開されている企業の皆様には、このような関連法令の内容をご確認いただき、操業停止や罰則等の事態に陥らないようご留意いただきたいと思います。一方で、取締り強化によって新たに生まれるビジネス機会を上手く掴んでいただきたいと思います。

上海産業情報センターでは、今後も中国の環境汚染対策や環境関連ビジネスについて、情報提供していききたいと思います。

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

上海産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。